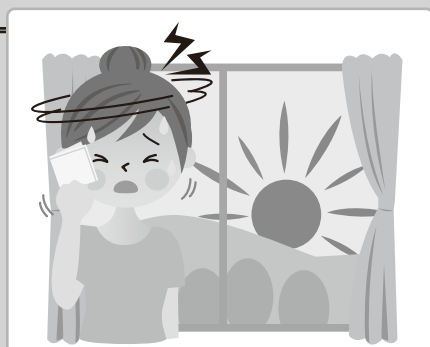


保健師だより 熱中症から体を守りましょう！

環境の変化にともない、最近ニュースなどでよく見聞きするようになった熱中症。熱中症は、夏の強い日差しの下で激しい運動や作業をするという屋外だけでなく、高温多湿の室内で過ごしているときにもみられます。一人ひとりが熱中症を予防し、楽しい夏を過ごしましょう。

こんな人は特に注意

- 乳幼児
乳児や幼児は、大人と比べて汗腺の発達が未熟なため、うまく体温調節することができません。炎天下の車の中など体温よりも周りの温度が高くなる場所では、体温が上昇するため危険です。
- 肥満傾向の人
学校でみられる熱中症死亡事故の7割は、肥満傾向の生徒に発生しています。皮下脂肪が多いと体の中の熱を逃がしにくくなり、また重い体を動かすためより多くの熱が発生します。
- 体調の悪い人
寝不足や疲れがたまると体調が悪いときや、二日酔いや下痢で体の水分が減っているときには、体温を調節する体の仕組みが普段通りに働かないため、熱中症を起こす危険性が高くなります。
- 高齢者
高齢になると体の中の水分の割合が少なくなります。加えて、暑さやのどの渴きを感じにくくなります。



熱中症の予防方法

- ・暑さに応じて脱ぎ着できる服装、涼しい服装を選ぶ
- ・日傘や帽子で、日差しを避ける
- ・こまめな水分補給
- ・エアコンを使用する



子育て応援プロジェクト事業 子育て力向上講習会を開催します

今後の、町の子育て事業を支える人材の掘り起こしと育成を図るため、子育て力向上講習会を開催します。保護者の皆様、子どもが好きな方、子育て支援に興味のある方など、お気軽にご参加ください。

回数	日時	講師	内容
1	9月29日(金) 13:30～15:00	木藤 政博氏 (前福岡県発達障害者支援センターゆう・もあセンター長・元福岡県家庭教育アドバイザー)	発達障がいの理解と具体的な支援について～ADHDを中心に～
2	10月4日(水) 13:30～15:00	奥村 賢一氏 (福岡県立大学 人間社会学部 社会福祉学科 准教授)	児童虐待～子どもを中心とした支援と地域の役割について～
3	11月4日(土) 10:30～12:00	湯地 知美氏 (チャイルドマインダー)	おもちゃ選びとおもちゃ作り ※子どもさんも一緒に参加できます
4	11月頃予定 ※日程が決まり次第お知らせします。	米倉 けいこ氏 (九州女子大学非常勤講師・山の手クリニックカウンセラー・NPO法人カウンセリングジャパン理事・(株)メンタルサポート研究所顧問)	子どもの心に寄り添うための「家族と自分が笑顔になるコミュニケーション法」 ～子どもたち生まれてきてくれてありがとう～
5	1月27日(土) 10:30～12:00	辻 広明氏 (大橋保育園 園長)	体を使って子どもと楽しむ！親子ふれあい遊び ※子どもさんも一緒に参加できます。
6	1月31日(水) 13:30～15:00	白川 嘉継氏 (新水巻病院 周産期センター長 小児科医)	親子の絆づくりの大切さ ～子どもの健やかな発達のための「こころの安全基地」について～

- 場 所 大平支所(たいへいの里) 研修室
- 定 員 各回20名程度(先着順)
- 託 児 定員:各回10名(先着順) 利用料:無料
※託児を希望される方は、託児申込書を子育て支援センターまたは子ども未来課に提出してください。
- 受講料 無料

- 申込方法
参加申込書を下記に提出してください。
申込書は、子育て支援センター・子ども未来課・大平支所(たいへいの里)、西吉富コミュニティセンター・唐原コミュニティセンターに設置しています。

- 申し込み・問い合わせ先 子育て支援センター(大平支所内) TEL 72-3130
子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線229)

ご存知ですか、児童扶養手当・特別児童扶養手当

◎児童扶養手当とは

父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、母子家庭・父子家庭などの生活の安定を図り、自立を促進することを目的として手当を支給する制度です。

■支給要件

次のいずれかに該当する児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで、障がい児については20歳未満)を養育している方に支給されます。

- ①父母が婚姻(事実婚を含む)を解消した児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が施行令に定める程度の障がいの状態(年金の障害等級1級程度)にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦父(母)が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童

※定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。
※父(母)が届出をしていなくても事実上の婚姻関係(内縁関係など)にあるとき、児童が児童福祉施設に入所しているときなどは手当を受給できません。

■手当の月額(平成29年4月～)

- ◎児童1人のとき 42,290円
- ◎児童2人目の加算額
2人目 9,990円
3人目以降1人につき 5,990円

※受給者などの所得額に応じて全部または一部が支給停止になる場合があります。

■手当の支払

手当の支払月は4月・8月・12月で、それぞれの前月分までが支払われます。

■現況届について

手当を受けている方は、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります。この届は、前年の所得状況と8月1日現在の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

◎特別児童扶養手当とは

精神または身体が、政令で定める程度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、児童を養育している方に手当を支給する制度です。

※定められた額以上の所得があるときは手当が支給されません。
※児童が公的年金を受けることができるとき、児童福祉施設に入所しているときなどは手当を受給できません。

- 手当の月額(平成29年4月～) 重度障害児(1級) 51,450円
中度障害児(2級) 34,270円

■手当の支払 手当の支払月は4月・8月・11月で、それぞれの前月分(11月については8月から11月分)までが支払われます。

■所得状況届について

手当を受けている方は、毎年8月12日から9月11日までに「所得状況届」を提出する必要があります。この届は、前年の所得状況と8月1日現在の養育状況を確認するためのもので、提出がなければ8月分以降の手当の支給が差し止められますのでご注意ください。

- 問い合わせ先 子ども未来課 子育て支援係 TEL 72-3111(内線227)

特定外来生物ツマアカスズメバチにご注意を

ツマアカスズメバチは、体長約2cm、全体的に黒っぽく、腹部がオレンジ色、脚先が黄色で、在来のスズメバチよりも大きな巣を、樹木や屋根など高い位置に作ります。



人への影響については、在来スズメバチ以上の影響はないとされていますが、ミツバチの巣外で待ち構えて働きバチを捕食するというような行動が観察されており、養蜂を営まれている方は特に注意が必要です。発見された場合は、下記問い合わせ先に連絡をお願いします。駆除する場合は、害虫駆除業者などに依頼してください。

- 問い合わせ先
住民課 住民福祉係 TEL 72-3111(内線143)

日曜弁護士無料法律相談開催のお知らせ

8月の弁護士無料法律相談は、日曜日の開催です。相談を希望される方は事前に予約が必要です。上毛町社会福祉協議会までお申込みください。

事案(既に関係者から相談を受けている場合など)によっては相談に応じられないことがありますので、予めご了承ください。

- 日 時 8月20日(日)10:30～12:00
- 場 所 げんきの杜
*相談は、先着3名となります。相談時間は、一人30分程度です。
*無料法律相談は、初回の方のみとさせていただきます

- 問い合わせ先
社会福祉法人 上毛町社会福祉協議会
TEL 72-2900